

税の申告時期です

【期間】2月18日(月)～3月17日(月)

申告は正しく早めに!!

平成19年分所得の申告時期となりました。平成19年1月1日から12月31日までの1年間の所得について計算の上、申告してください。

申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。申告相談会場および時間は次ページの一覧表のとおりですので、気軽に相談ください。

なお、事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円を超える方)や不動産などの譲渡所得、住宅借入金等特別控除のある方、青色申告をする方は、税務署で相談ください。

《問合せ》税務課市県民税係

期限内に必ず申告を!

申告書は、所得証明書、老齢福祉年金、福祉医療(老人医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居などの手続きに必要な資料となります。申告がないと、これらに関する諸証明書が発行できませんので、期限内に行ってください。



市県民税・国民健康保険税の申告

申告の必要な方

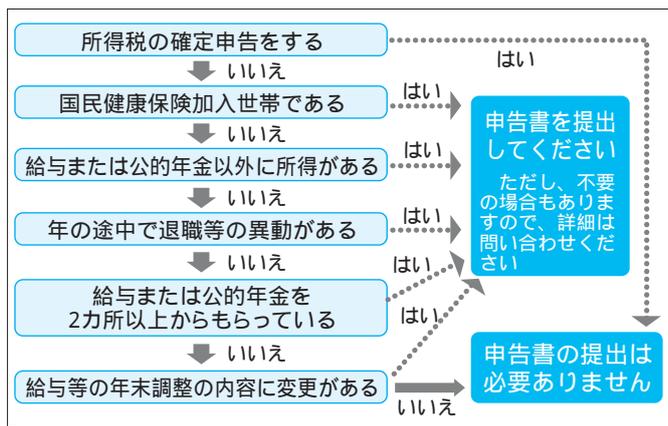
平成20年1月1日現在、豊岡市に住所があり、平成19年中に所得のあった方は申告が必要です。

また、この申告は国民健康保険税の申告も兼ねていますので、国民健康保険加入世帯の方は所得の有無にかかわらず必ず申告書を提出してください。申告がない場合、「低所得者軽減」に該当してもその適用を受けることができません。

そのほか、給与所得以外に所得のある方、2力所以上から給与所得のある方、または、雑損控除・医療費控除・寄付金控除の適用を受けようとする方も申告してください。

ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。
・所得税の確定申告をする方
・給与所得者で勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がある方
・収入が公的年金のみの方は申告不要の場合があります。詳細は税務課市県民税係へ問い合わせください。

75歳以上の後期高齢者医療対象者の方
税法上、申告が不要な場合でも、後期高齢者医療の保険料を算定する上で、申告が必要な場合がありますので、詳細は市県民課国保医療係へお問い合わせください。



合わせてください。

市県民税申告書(兼国民健康保険税申告書)の配布

昨年市県民税申告書を提出され、今年も申告が必要と思われる方には1月下旬に送付します。

必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談にお越しになる前に、申告書と一緒に送付する「平成20年度市県民税申告のてびき」をよく読み、帳簿などは必ず整理しておいてください。来庁時には、申告者本人が申告書に記入作成の上、必要な書類・証明書・印鑑を必ずお持ちください。帳簿の整理ができていない場合や必要書類がない場合は、相談をお断りすることがあります。

また、3月17日の申告期限間近や市役所での申告相談は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早目にお越しください。

なお、消費税の申告をする方は他会場(税務署、じばさん但馬など)での申告相談をご利用ください。



申告相談会場・時間一覧表



申告相談会場	月 日		2 月										3 月										相談時間 ()は受付時間 12:00～13:00の間 相談は行っていません
	18	19	20	21	22	25	26	27	28	29	3	4	5	6	7	10	11	12	13	14	17		
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月		
豊岡税務署 1 階																						9:00～17:00	
市役所本庁西別館 城崎総合支所 日高農村環境改善センター																						(8:30～16:00)	
竹野総合支所																						(8:30～16:00) (9:30～15:00)	
竹野南地区公民館																						(9:00～15:30)	
中竹野地区公民館																						(9:00～15:30)	
出石総合支所																						(8:30～16:00) (9:30～15:00)	
但東総合支所																						(8:30～16:00) (9:30～15:00)	
資母地区公民館																						(9:00～15:30)	
高橋地区公民館																						(9:00～15:30)	
じばさん但馬 6 階																						(9:30～15:30)	
瀬戸公民館																						(9:30～15:00)	
城崎大会議館																						(9:30～15:00)	
ワークピア日高																						(9:30～15:00)	

印は所得税の確定申告、 印は市県民税・国民健康保険税の申告（所得税の申告も可）を行います。都合の良い日時・会場を利用ください。

豊岡税務署は駐車場に限りがありますので、お越しの際はできるだけ公共交通機関を利用ください。

夜間相談

月日	受付時間	相談会場
2月22日 (金)	18:00～20:00	市役所本庁西別館、城崎総合支所、竹野南地区公民館、日高農村環境改善センター、出石総合支所、但東総合支所
3月7日 (金)		市役所本庁西別館、竹野総合支所、日高農村環境改善センター

休日相談

月日	受付時間	相談会場
3月2日 (日)	8:30～11:30	市役所本庁西別館、城崎総合支所、竹野総合支所、日高農村環境改善センター、出石総合支所、但東総合支所

市県民税・国民健康保険税の申告相談会場の午前の受付は11時30分までですが、人数制限をしていますので早めに終了する場合があります。（夜間相談・休日相談も人数制限します）

市役所本庁に申告相談で来庁の方は、市役所駐車場が無料になります（相談会場受付で駐車券を提示してください）。